

この公募要領は、中野区議会において、「中野区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（案）」が議決されることを前提として公募を行うものです。このため、審議の過程において内容の一部が変更となることがあります。

令和7年度中野区こども誰でも通園制度の試行的実施事業者公募要領

第1 事業目的

国において、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（以下「こども誰でも通園制度」という。）の創設が検討されている。

国が目指す令和8年度からの本格実施を見据え、こども誰でも通園制度を試行的に実施することにより、未就園児のいる家庭への支援に係る効果及び課題について検証し、もって中野区における本導入に向けた制度設計を行うことを目的とする。

第2 事業内容

1 実施期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日までの期間中、連続する3か月以上

2 実施場所

本事業を実施する者（以下「実施事業者」という。）が設置する、区内の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、又は家庭的保育事業所（以下「保育所等」という。）

3 実施内容

実施事業者は、必要に応じて区と協議の上、次に掲げる業務を実施すること

（1）利用児童の選定及び利用調整

利用希望者の募集及び受付を行い、抽選等により利用児童を選定する。利用希望日の重複が生じた場合は、必要に応じて個別に調整する

（2）利用児童の預かり及び支援

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の規定により入所した児童と同様に、利用児童の継続的な預かり保育を実施する。初回の預かりに際しては、利用児童の保護者（以下「利用者」という。）と事前に面談を行い、制度の意義や利用にあたっての基本的事項の伝達を行うとともに、利用児童の特徴や利用者の意向等を把握する。また、利用児童について、集団における児童の育ちに着目した支援計画を作成するとともに、日々の保育の状況を記録する

（3）利用者に対する相談支援

利用者と月1回程度の定期的な面談等を実施し、子育てに関する助言を行うとともに、それらの記録を作成するほか、利用者に対し実際の保育の様子を見てもらう機会を設ける

(4) 事業の評価・効果検証に関する協力

次に掲げるものについて検証及び検討を行い、区が必要に応じて行うアンケート調査、ヒアリング等に協力する

- ① 実施事業者が作成した記録に基づく、児童の成長や発達に対する効果
- ② 本事業を利用するきっかけづくり等、利用促進を図るための方策
- ③ 本事業の利用にあたっての優先事項等、利用児童の選定に係る考え方
- ④ 本事業の実施にあたって望ましいと考えられる職員配置及び設備基準
- ⑤ その他、本事業の実施にあたって必要と考えられる事項

4 実施方法

(1) 対象児童

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通園しておらず、かつ区内に在住する0歳6か月から2歳児クラス相当までの児童（認可外保育施設（企業主導型保育事業所を除く。）に通園する児童は対象に含む。）

(2) 実施形式

実施事業者は、次に掲げるいずれかの形式により、中野区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（案）（以下「区条例」という。）第21条第3項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業を実施すること。なお、事業実施枠として活用する利用定員の設定年齢と合致する児童を預かるものとし、実施期間中は、当該枠において本事業を利用する児童以外の児童を預かることはできないものとする

① 一般実施

開始日及び終了日を事前に設定した上で実施する。

② 特別実施

開始日を事前に設定し、事業実施枠として活用する利用定員が保育所等の本体事業により充足するまでの期間中、実施する。

※ 事業実施者は、事業実施枠として活用する利用定員に本体事業による児童の入所決定があったときは、当該枠を利用する全ての利用者に対して利用終了の旨を速やかに通知しなければならないものとし、入所の辞退、転園等が生じた場合であっても、利用者の混乱等を避けるため、利用終了の取消しはしないこととする。

(3) 利用可能人数及び利用可能時間

実施事業者は、次のいずれにも該当することを要件として、利用可能人数及び利用可能時間を設定すること

- ① 各月の利用可能人数及び利用児童一人ひと月あたりの利用可能時間は、事業実施枠1枠につき月160時間の預かり可能上限の範囲内であること
- ② 利用児童一人あたりの利用可能時間は1日8時間以下、かつひと月80時間以下であること
- ③ 利用可能人数の範囲において利用の申込みがあったときは、原則として当該申込みに係る児童の預かりをすること。ただし、職員の配置及び実施場所の機能等の正当な

理由により事業の提供が困難であり、預かりを辞退するときは、利用の申込みをした者に具体的な理由を説明の上、このことについて区に報告すること

(4) 利用児童の預かり実施日等

利用児童の預かり実施日は、中野区保育所の開所日（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日までの日を除く日。）を基本とし、実施曜日、実施時間及び休業日は、実施事業者が設定すること

(5) 利用者負担

実施事業者は、利用者に保育内容等の重要事項を説明し、利用者との契約を書面により締結の上、別紙の規定に基づき利用者負担額を各利用者から月単位で徴収すること

(6) 設備基準及び職員配置基準、その他の事項

区条例、及び中野区乳児等通園支援事業認可事務取扱基準（以下「区基準」という。）に規定するとおり

(7) 留意事項

- ① 実施事業者は、保育中に事故が生じた場合、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知）に従い速やかに区に報告しなければならない
- ② 実施事業者は、日々の保育にあたって要支援家庭（保護者の状況、児童の状況、養育の環境から保護者による養育が困難な状況に陥る可能性がある家庭をいう。以下同じ。）の児童を発見した場合、区に情報提供を行うとともに、当該児童の保育及び当該利用者の面談等について、区及び関係機関と連携して対応を行うこと
- ③ 実施事業者は、利用予定日に利用予定児童の利用がない場合、当該児童の状況を確認すること。特に、要支援家庭の児童の場合には区及び関係機関に情報提供し、適切に対応すること
- ④ 実施事業者は、利用児童の家庭に不適切な養育の疑いを確認した場合、区及び関係機関に情報提供し、相談支援を行う等、適切な支援を行うこと
- ⑤ 実施事業者は、子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用の対象となる児童に準じ、利用児童の健康状態の把握に努めること。ただし、全ての児童について健康診断等を一齐に実施することが困難な場合には、利用者から個別に診断書を徴することとしても差し支えないものとする
- ⑤ 親子通園については、慣れるまでに時間を要する児童への対応として可能とする。ただし、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないよう留意すること
- ⑥ 給食等の提供については、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応等、適切な実施に留意すること
- ⑦ その他、事業の実施にあたっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に準ずるとともに、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」を参考にして実施すること

5 補則

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別途定めるものとする

第3 補助内容

中野区こども誰でも通園制度の試行的実施事業費補助金交付要領に規定するとおり。

第4 募集要項

1 募集日程

令和7年4月 1日（火）	公募要領の公表、応募受付の開始
令和7年4月30日（水）	応募受付の締め切り
5月中旬以降	一次審査結果通知
6月中旬頃	条例案の議決
6月下旬頃	二次審査結果通知（最終結果通知）

2 募集件数

最大20施設（事業実施枠20枠まで）

3 応募資格

区内において保育所等を設置しており、当該施設に対する直近の区の指導検査における指摘事項がない、又は改善済みである民間事業者

4 応募要件

- （1）保育所等における設置者の要件を規定する関係法令等を遵守すること
- （2）乳児等通園支援事業を規定する関係法令等を遵守すること
- （3）次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと
 - ① 民法上の行為能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により区における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 国税又は地方税を滞納している者
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者、及び同法第32条第1項各号に掲げられる者
- （4）区の保育行政を理解し、連携及び協力ができること
- （5）保育所等における本体事業の在園児童数が利用定員に満たないこと

5 質疑応答

質問事項を簡潔にまとめ、下記の担当宛て電子メールにより送付すること。質問者には随時回答するとともに、公募の上で広く周知した方が良いと判断されるものは別途周知する

6 応募方法

(1) 提出書類

- ① 令和7年度中野区こども誰でも通園制度の試行的実施事業者応募申込書（別紙様式）
- ② 納税証明書（提出期限の1か月前以降の発行日のものであり、かつ発行日の3か年前から発行日前日までの期間に滞納処分を受けたことがないことを証明するもの。社会福祉法人又は学校法人の場合は提出不要。）
- ③ 区基準第4の1（2）に規定する乳児等通園支援事業認可申請書（第1号様式）を含む提出書類一式

(2) 提出期限

令和7年4月30日（水）必着（期限厳守）

(3) 提出方法

提出書類一式（PDF形式）を下記の担当宛てに電子メールにより提出すること

※ 電子メールの件名に必ず「こども誰でも通園制度の試行的実施事業者応募」と記載をすること。

※ 電子メール以外の方法による提出は認めないため留意すること。

7 選定方法

(1) 一次審査として、応募者からの提出書類、実施希望場所の状況、区全体の需要（地域の偏在を含む。）等を考慮のもと、実施事業者としての適否を総合的に審査の上で候補事業者を選定し、全ての応募者に対して結果を通知する。

(2) 二次審査として、一次審査において選定された候補事業者を対象に実施事業者としての適否を中野区児童福祉審議会に諮問の上で実施事業者を選定し、全ての候補事業者に対して結果を通知する。

※ 各審査において実施事業者として適切と認められる者がいない場合、いずれの者も候補事業者又は実施事業者として選定しないものとする。

8 その他

(1) 応募における提出書類の取扱い

- ① 提出書類は返却しない
- ② 提出書類の訂正及び差替えは、区から指示があった場合を除き認めない
- ③ 提出書類は本事業に関する業務以外の目的では使用せず、当該書類を提出した応募者に無断で公表しない。ただし、区に対する情報公開請求があった場合、中野区区政情報の公開に関する条例に基づき必要に応じて公表する
- ④ 提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。ただし、本事業に関する業務のために必要と認める場合、区は提出書類の情報を無償で利用できるものとする

- ⑤ 提出書類に事実と反する記載を行う等、不正とみなされる行為が確認された場合、実施事業者の選定の全部又は一部を取り消すことがある

(2) 経費負担

- ① 応募にあたり必要な経費は応募者の負担とする
- ② 本事業の実施に関する協議及び打合せ等に要する経費は全て実施事業者の負担とする
- ③ 区に選定されなかった場合等により生じた損害について、区は一切責任を負わない

【担当】 中野区子ども教育部保育園・幼稚園課保育企画調整係

電 話：03-3228-8089

メール：youjisisetuseibi@city.tokyo-nakano.lg.jp

(別紙)

利用者負担額について

1 基準単価

利用児童一人1時間あたり300円を標準的な単価とし、実際の利用実績をもとに利用時間数を乗じて得られた額を当該児童に係る利用者負担額とする。ただし、児童が次表の第1欄に掲げる区分に該当するものと区が認めた（児童が複数の区分に該当する場合にはいずれか一つのみを選択する。）場合、同表の第2欄に掲げる単価を当該児童に適用するものとする。

区分	単価
要支援家庭（保護者の状況、児童の状況、養育の環境から保護者による養育が困難な状況に陥る可能性がある家庭をいう。）	無料
生活保護受給世帯	無料
区民税非課税世帯（住民税未申告等の事由により利用者の区民税が決定されない場合を除く。）	利用児童一人1時間あたり60円
父母分の区民税所得割額が77,101円未満の世帯	利用児童一人1時間あたり90円

2 留意事項

上記「1」に規定するもの以外に経費等の徴収を行わないこと。ただし、利用者が個別に希望するもので保育に直接関わりがないものの経費を徴収することは妨げないものとする。